

霧島市いじめ問題対策委員会設置条例の制定について

霧島市いじめ問題対策委員会設置条例を次のように制定する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市いじめ問題対策委員会設置条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、霧島市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会からの諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 霧島市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のため調査研究等、有効な対策を検討するための審議に関すること。
- (2) 学校におけるいじめ事案について、当該学校からの報告に基づき、教育委員会が調査を行う必要があると判断したときの調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) いじめの問題に関して学識経験を有する者
 - (2) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 委員会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日以降、最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、霧島市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のため調査研究等、有効な対策を検討、審議するとともに、学校におけるいじめ事案について、当該学校からの報告に基づき、霧島市教育委員会が調査を行う必要があると判断したときの調査を行うため、霧島市いじめ問題対策委員会を附属機関として設置しようとするものである。